

一般廃棄物処理業許可証

住所 市原市五井9093番地3  
氏名 みどり産業株式会社  
代表取締役 津根 頼行

令和3年4月28日 付けの申請について次のとおり許可します。

令和3年5月12日

四街道市長 佐渡 齊



複写無効

- 1 許可番号 第12号
- 2 許可期間 自 令和3年6月1日  
至 令和5年5月31日
- 3 業 種 一般廃棄物(し尿・浄化槽汚でいを除く)の収集・運搬
- 4 許可条件
- (1) 市内事業所より排出される一般廃棄物及び一般家庭より排出される一般廃棄物のうち、粗大ごみ等の収集運搬に限るものとする。
  - (2) 収集廃棄物中の再資源化物の回収に努めること。(再資源化物とは、原材料として使用できるもの又は、その可能性のあるものをいう。)
  - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市の条例を厳守すること。
  - (4) 許可条件及び注意事項に違反したときは許可を取り消す。
  - (5) 収集運搬車は搬入受付時間前にクリーンセンター敷地内及び温水プール通路には入らないこと。